

なはSDG s 推進事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、なはSDG s 推進事業（多様なつながり地域づくり）助成（以下「助成金」という。）の交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市民・企業・団体等（以下「事業者という」。）のSDGs（※1）達成につながる協働の事業に助成金を交付し、社会課題の解決や社会価値の向上又は創造によって、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

那覇市版SIB（※2）は、上記の目的を達成しようと、様々な取り組みを事業者が展開しようとするときに、多くの市民参画により目的達成に向かっていくことが重要だとして、事業に必要な資金調達の仕組みを活用し、市民の出資による応援のもと、地域内で実施される事業を支援することを企図としている。

（※1）SDGs ... SDGs（エスディージーズ）とは、国連が「誰一人取り残さない」という理念の下、2030 年を達成年限に、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）として定めた、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、ジェンダー、気候変動、平和などに関する 17 の目標。

（※2）SIB ... Social Impact Bond（ソーシャルインパクトボンド）とは、事業者が、資金提供者から調達した資金をもとに事業を行い、あらかじめ設定した成果目標を達成できれば、行政が資金提供者へ交付金を支払う成果志向の取り組み。

(提案を募集する事業)

第3条 募集する事業は、次の（1）～（5）に掲げる条件を全て満たすものとする。

- （1）取り組み事業がSDGsの17の指標のいずれかにつながる事
- （2）社会課題に対するこれまでの取り組みにおける新たなチャレンジとなるもの
- （3）事業を通じて目指す「実現したい将来の地域の姿」が明確で、多くの人の共感を呼ぶこと
- （4）地域団体や行政等と協働（※3）して課題に取り組むこと
- （5）事業に継続性があること

(※3) 協働...多様な主体が、同じ目的のために、互いの特性を活かし、補い合い、影響し合いながら、協力して取り組むこと

(応募者の要件)

第4条 応募者の要件は、主に市内で活動する次の各号に掲げる者で本事業の目的を理解する者であること。

- (1) NPO法人、一般社団法人、株式会社などの法人もしくは任意の市民活動団体
- (2) 構成員が3名以上であること
- (3) 団体の規約等を有していること
- (4) 翌年度に那覇市版SIBにて出資を募るため、団体設立後3年以上で、類似事業について実績があること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、応募できない。

- (1) 政治、宗教を目的とする者
- (2) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体
- (3) 公序良俗に反する団体またはそれらの団体と密接な関係にある団体
- (4) 同一の事業内容で他の公的助成もしくは民間助成を受ける者又は受けることが決まっている者

(助成内容)

第5条 助成の交付内容は以下のとおりとする。

- (1) 助成額 1件につき上限50万円
- (2) 助成率 助成対象経費の10割以内
- (3) 対象経費 人件費（役員報酬除く）及び事業費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託費・外注費、使用料・賃借料、備品費、その他効果的に事業を執行するために必要な経費（家賃除く））

(対象となる事業の実施期間)

第6条 対象となる事業の実施期間は、第8条の規定による交付の決定を行った日から翌年の1月31日までとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、なはSDG s 推進事業助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 収支予算書（第1号様式の3）
- (3) 団体概要書（第1号様式の4）
- (4) 定款、規約、会則等の写し
- (5) 直近年度の決算資料
- (6) その他提案内容を説明する書類（任意様式）

2 交付の申請金額は、千円未満切り捨てとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、なはSDG s 推進事業評価委員会（なはSDG s 推進助成事業評価委員会設置要綱令和7年5月 日）に基づき、当該委員会（以下「委員会」という。）にその内容を審査させるものとする。

2 委員会は、第7条の規定による申請内容を審査し、その結果を市長に報告しなければならない。

3 事業採択に伴う審査評価方法等については、別に定めるものとする。

4 市長は、第2項に規定する審査結果の報告を受け、助成金を交付することが適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、なはSDG s 推進事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

5 市長は、交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

6 市長は、第2項に規定する審査結果の報告を受け、助成金を交付することが不適正と認めたときは、なはSDG s 推進事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

7 交付の決定金額は、千円未満切り捨てとする。

（事業の実施）

第9条 採択事業者は、事業の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) 提案時に設定した事業終了時の成果目標を達成することを目指して事業を実施するものとする。ただし、成果目標の設定については、提案時に事業者自らが設定した内容を基に、前条第1項に規定する委員会を交えて検討を行い、最終的に決定するものとする。
- (2) 事業実施期間中、専門家の相談を受けられる機会を設けるので、事業目的の達成に向けた

相談やアドバイスを求めるなど、この機会を有効に活用して事業を進めること。

- (3) 成果目標の達成状況等を確認するため、成果報告会を開催する。なお、成果報告会の開催時期・手法は、別途提示する。

(変更の承認申請)

第10条 前条の規定により交付の決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）が、事業の内容を変更する必要がある場合には、なはSDG s 推進事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、事前に承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の合計の2割を超えない範囲の経費配分の変更についてはこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により変更承認に申請を受けたときは、その内容を審査し、なは SDG s 推進事業変更承認通知書（第5号様式）又はなはSDG s 推進事業変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。

(中止の申出)

第 11 条 助成団体が、事業を中止しようとするときは、なはSDG s 推進事業中止申出書（第13号様式）を事前に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により中止の申出を受けたときは、なはSDG s 推進事業中止承認通知書（第14号様式）により通知を行い、既に交付した助成金がある場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第 12 条 助成団体は、助成事業を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は助成金の交付決定のあった会計年度の1月末のいずれか早い期日までに、なはSDG s 推進事業実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第7号様式の2）
- (2) 収支決算書（第7号様式の3）
- (3) 支払領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し
- (4) 印刷物（調査報告書・チラシ等）、制作物（映像、音楽等）の完成品
- (5) 事業実績の全体像が把握できる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第 13条 市長は、前条第 1 項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、なほSDG s 推進事業確定通知書（第8号様式）により通知する。

2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の交付)

第 14 条 助成金の交付は適正な請求書（第12号様式）を市が受理した日から30日以内とする。

2 市長は、助成事業の目的又は内容の性質上その事業の終了前に助成金を交付しなければ、交付の目的を達成することが困難であると認めるときは、事前に概算交付することができる。

3 助成団体は、概算交付を申請するときは、なほSDG s 推進事業概算交付申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の取消し)

第 15 条 市長は、助成団体が正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付を取消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成事業を実施しないとき。

(2) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。

(3) 助成金を助成対象事業の目的以外に使用したとき。

(4) 第12条に規定する実績報告を提出しないとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、なほSDG s 推進事業助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により通知する。

(帳簿等の整備及び保存)

第 16条 助成団体は、助成事業の実施状況及び助成事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第 17条 助成団体は助成事業の実施により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成団体は、取得財産等について取得財産等管理台帳（第11号様式）を備え、管理しなければならない。

(その他)

第 18 条 助成金の交付内容については、この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関しその他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令 6 年 7 月 10 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。